議案第７５号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第１条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４４年白岡町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和４４年白岡町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第４条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４４年白岡町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第６条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条、第３条及び第５条の規定は令和９年１月１日から、第２条、第４条及び第６条の規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の報酬等条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与等条例」という。）の規定及び第５条の規定による改正後の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与等条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の議員の報酬等条例、改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第３条の規定による改正前の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例又は第５条の規定による改正前の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員の報酬等条例、改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和８年１１月２６日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

提　案　理　由

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を行うため、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。